



山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外 (15)

目 次

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則..... 1
 山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則..... 3
 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則.....同
 山形県人事委員会規則 5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則..... 9
 山形県人事委員会規則 6 - 3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....10
 山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 小 野 勝

別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項職級1の欄中「局長」を「局長」に改め、同項職級2の欄
改革推進監」

「参事」を「参事」に改め、同項職級3の欄中「改革推進室長、危機管理室長」を「危機管理室長」に
改革推進室長」

改め、同項職級6の欄中「主査」を「主査 専門検査員」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の
出先機関の項職級2

の欄中「農林技監」を「農林技監、技監」に、「職員研修所長」を「職員育成センター所長」に改め、同項職級3
の欄中「職員研修所長」を「職員育成センター所長」に、「職員研修所副所長」を「職員育成センター副所長」に

改め、同項職級4の欄中「大阪事務所副所長」を「大阪事務所副所長
名古屋事務所副所長」に、「病虫害防除所庄内支所長」を

「病虫害防除所庄内支所長
内水面水産試験場の副場長」に改め、同項職級5の欄中「主任専門林業普及指導員」を

「主任専門林業普及指導員
主任専門水産業普及指導員」に、「助教授」を「准教授」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の労働委員会

事務局の項職級6の欄中「係長
主査」を「」に改め、同表行政職給料表適用職の選挙管理委員会の項職級

6の欄中「係長」を「係長
主査」に改め、同表行政職給料表適用職の代表監査委員の項職級3の欄中「課長」を

「課長
主幹」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の教育庁の本庁の項職級2の欄中「教育次長」を

「教育次長」に改め、同表企業局職員の職の企業管理者の事業所の項職級3の欄中「所長(発電所建設事務
世界遺産推進監)」

所長を除く。)を「所長」に改め、同項職級4の欄中「発電所建設事務所副所長」を「副所長」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の本局の項職級2の欄中「室長」を「参事」に改め、同項職級4の欄中「課長補佐室長補佐」を「課長補佐」に改め、同表研究職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中「農業総合研究センター所長衛生研究所の技監」を「農業総合研究センター所長」に改め、同項職級3の欄中「衛生研究所副所長」を「衛生研究所副所長」に改め、同項職級4の欄中「産業創造支援センターの課長」を削り、同表医療職給料表(2)適用職の知事の項職級4の欄中「食肉衛生検査所の次長及び支所長」を「食肉療育課長」に改め、同表衛生検査所の次長及び支所長に、「総合支庁の検査課長」を「総合支庁の生活衛生室室長補佐」に改め、同表病院事業局職員の職の項中

「	病院 事業 管理 者	病院		薬局長 〔鶴岡病院 及びがん・ 生活習慣病 センターの 薬局長を除 く。〕 主幹	課長 専門員 鶴岡病院及 びがん・生 活習慣病セ ンターの薬 局長 副薬局長 技師長	業務名を冠 する主査 副技師長	係長 主任栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任薬剤師 主任あん摩マッサージ 指圧師 主任歯科衛生士 主任歯科技工士 主任視能訓練士	職級1 から職 級6以 外の職	を
「	病院 事業 管理 者	本局			専門員	業務名を冠 する主査	主任栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任薬剤師 主任歯科衛生士 主任歯科技工士	職級1 から職 級6以 外の職	に改め、同表病
		病院		薬局長 〔鶴岡病院 及びがん・ 生活習慣病 センターの 薬局長を除 く。〕 主幹	課長 専門員 鶴岡病院及 びがん・生 活習慣病セ ンターの薬 局長 副薬局長 技師長	業務名を冠 する主査 副技師長	係長 主任栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任薬剤師 主任あん摩マッサージ 指圧師 主任歯科衛生士 主任歯科技工士 主任視能訓練士	職級1 から職 級6以 外の職	

院事業局職員の職の項中

「 病院 事業 管理 者 」	病院			副院長 看護部長	副看護部長 専門員	業務名を冠 する主査 看護師長	主任看護師	職級 1 から職 級 6 以 外の職	を
	「 病院 事業 管理 者 」	本局			専門員	業務名を冠 する主査	主任看護師	職級 1 から職 級 6 以 外の職	
	病院			副院長 看護部長	副看護部長 専門員	業務名を冠 する主査 看護師長	主任看護師	職級 1 から職 級 6 以 外の職	

別表第 2 警察官の職の警察本部長の本部の項職級 6 の欄中「小隊長」を「小隊長
指導員」に改める。

別表第 3 医師及び歯科医師の職の知事の項職級 2 の欄中「衛生研究所の主幹」を「保健所の主幹
衛生研究所の主幹」に改め、
総合支庁の主幹」

同項職級 3 の欄中「保健所の専門員、業務名を冠する主査及び主査」を「保健所の業務名を冠する主査及び主査」
に、「総合支庁の専門員、業務名を冠する主査及び主査」を「総合支庁の業務名を冠する主査及び主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成20年 4月 1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 小 野 勝

第 2 条中第11号を削り、第10号を第12号とし、第 9 号を第11号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(10) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号を削り、第 2 号を第 4 号とし、
第 1 号を第 3 号とし、同条に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

(1) 社団法人全国自治体病院協議会

(2) 財団法人自治体衛星通信機構

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 4月 1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 小 野 勝

(山形県人事委員会規則 5 - 1 の一部改正)

第 1 条 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「衛生研究所
産業創造支援センター」を「衛生研究所」に改める。

第27条第 2 項中「、人事委員会の定めるところにより、昇格」を「、あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格」
に改める。

第52条中「、第29条第 3 項」を「、第27条第 2 項、第29条第 3 項」に改める。

別表第1のイの表6級の項標準的な職務の欄第4項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表8級の項標準的な職務の欄中「改革推進室長」を削り、同表9級の項標準的な職務の欄中「改革推進監」を削る。

別表第1のトの表中	5 級	1 特に規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であ らかじめ人事委員会と協議して定める職務	を

5 級	特に規模の大きい試験研究機関の長の職務	に改める。
-----	---------------------	-------

別表第3の大学卒の項第4号イ中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表短大卒の項第2号ハ中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表高校卒の項第1号イ中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第2号イ中「若しくは中等教育学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部」を「中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)」に改め、同表中学卒の項イ中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部」を「特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第9第13項職員の欄第1号中「学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条」を「学校教育法第81条」に改め、同欄第2号中「第73条の21」を「第140条」に改める。

別表第10中		改革推進監 危機管理監	を
--------	--	----------------	---

危機管理監 に、

改革推進室長
危機管理室長 を

危機管理室長 に、

主 幹
部付主幹 4 種 を

主 幹 4 種 に、

地域振興監
部付参事 を

地域振興監
参 事 に、

農林技監 を

農林技監
技 監 に、

	保健企画課長（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。） 産業企画課長 家畜保健衛生課長 水産課長		を
	保健企画課長 産業経済企画課長 家畜保健衛生課長		に、
	室長（出納、生活衛生、産地研究、森づくり推進及びダム建設の各室長に限る。）		を
	室長（人事委員会の定める職を除く。）		に、
職員研修所	所長	1種	を
	副所長	3種	
	主幹	4種	
職員育成センター	所長	1種	に、
	副所長	4種	
	主幹		
衛生研究所	所長	1種	を
	技監		
衛生研究所	所長	1種	に、
庄内食肉衛生検査所	所長	3種	を
	主幹	4種	
	産業創造支援センター	副所長 主幹	
庄内食肉衛生検査所	所長	3種	に、
	主幹	4種	

工業技術センター	所 長	1 種
	副 所 長 場 長 部長(人事委員会の定める職を除く。) 室 長 主 幹 所付主幹	4 種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)
高度技術研究開発センター	主 幹	4 種

を

工業技術センター	所 長	1 種
	副 所 長 場 長 部長(人事委員会の定める職を除く。) 室 長 主 幹	4 種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)

に、

事務局次長	3 種
主幹(支給区分6種のものを除く。)	4 種

を

事務局次長 主幹(支給区分6種のものを除く。)	4 種
----------------------------	-----

に、

森林研究研修センター	所 長	3 種
	副 所 長 主 幹	4 種
ダム建設事務所	所 長	4 種

を

森林研究研修センター	所 長	3 種
	副 所 長 主 幹	4 種

に、

監 査 委 員 事 務 局	局 長	1 種
	課 長	3 種

を

監査委員事務局	局長	1種	に、
	課長	3種	
	主幹	4種	

	開校準備主幹		を
--	--------	--	---

	文化財保護主幹		に、
--	---------	--	----

	主幹(支給区分3種のものを除く。) 庁付主幹	4種	を
--	---------------------------	----	---

	主幹(支給区分3種のものを除く。)	4種	に、
--	-------------------	----	----

教育センター	所長	1種	を
	副所長	4種 (人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	

教育センター	所長	1種	に、
	副所長	4種	

図書館	館長	1種	を
	副館長 主幹	4種	

図書館	館長	1種	に改める。
	副館長	3種	
	主幹	4種	

別表第10の2のホの表中	4	級	特	1	種	133,600円	を
--------------	---	---	---	---	---	----------	---

4	級	特 1 種	133,600円	に改める。
		1 種	106,900円	

別表第12の2中

東 京 都	特 別 区	1 級 地	を
	府 中 市	3 級 地	
岐 阜 県	岐 阜 市	6 級 地	

東 京 都	特 別 区	1 級 地	に改める。
	府 中 市	3 級 地	

別表第14を次のように改める。

別表第14

イ 条例第13条の2第1項の規定による特地公署の指定及び級別区分

指 定 す る 公 署 名	級 別 区 分
尾花沢警察署 常盤駐在所 同 宮沢駐在所 新庄警察署 清水駐在所	1 級
高坂ダム管理課(最上郡真室川町大字差首鍋2035) 山形警察署 築沢駐在所 寒河江警察署 貫見駐在所 村山警察署 大高根駐在所 尾花沢警察署 玉野駐在所 新庄警察署 堀内駐在所 米沢警察署 玉庭駐在所 小国警察署 北部駐在所 同 沼沢駐在所 鶴岡警察署 山戸駐在所	2 級
野川水系ダム管理課(長井市平野北脇の沢4164) 荒沢ダム管理課(鶴岡市荒沢字狩籠145) 新庄警察署 肘折駐在所 同 及位駐在所 庄内警察署 立谷沢駐在所 鶴岡警察署 上田沢駐在所 同 福栄駐在所	3 級
長井警察署 中津川駐在所 小国警察署 東部駐在所 同 南部駐在所	4 級
酒田警察署 飛島駐在所	5 級

□ 条例第13条の3第1項の規定による準特地公署の指定

指 定 す る 公 署 名	
寒河江警察署	常盤駐在所
新庄警察署	津谷駐在所
同	釜淵駐在所
同	赤倉駐在所
米沢警察署	田沢駐在所
同	吉島駐在所

別表第15のイの表中 「大石田町立駒籠小学校
新庄市立萩野小学校二枚橋冬季分校」 を

「大石田町立駒籠小学校」 に改める。

別表第18中 「東田川郡庄内町肝煎字家ノ前14 - 1
酒田市白ケ沢字池田通115 - 4
酒田市北俣字仁助新田67 - 3
鶴岡市羽黒町手向字手向203 - 1
鶴岡市鼠ヶ関乙132 - 1
鶴岡市木野俣乙36 - 2」 を
庄内警察署立谷沢警察官駐在所
酒田警察署上郷警察官駐在所
酒田警察署北俣警察官駐在所
鶴岡警察署手向警察官駐在所
鶴岡警察署鼠ヶ関警察官駐在所
鶴岡警察署福栄警察官駐在所

「東田川郡庄内町肝煎字家ノ前14 - 1
酒田市北俣字仁助新田67 - 3
鶴岡市羽黒町手向字手向203 - 1
鶴岡市鼠ヶ関乙132 - 1
鶴岡市木野俣乙36 - 2」 に改める。
庄内警察署立谷沢駐在所
酒田警察署北俣駐在所
鶴岡警察署手向駐在所
鶴岡警察署鼠ヶ関駐在所
鶴岡警察署福栄駐在所

(山形県人事委員会規則5 - 1等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5 - 1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則(平成18年4月1日)の一部を次のように改正する。

附則別表中 「100分の3 岐阜県岐阜市」 を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、岐阜県岐阜市に引き続き1年以上在勤する職員が施行日に在勤する地域を異にして異動した場合における第81条で定める地域については、第1条の規定による改正後の山形県人事委員会規則5 - 1(給与の支給に関する基準と手続)別表第12の2及び第2条の規定による改正後の山形県人事委員会規則5 - 1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則(平成18年4月1日)附則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則5 - 2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

第13条第2項中「乗じて得た額」を「乗じて得た額(月の半ばにおいて1週間当たりの勤務を要しない日の日数に異動を生じることとなる職員の月額で支給する特殊勤務手当の額は、人事委員会が別に定める額)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

第11条に次の1項を加える。

3 任命権者は、忌引休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

別表議会議務局の項職の欄中「、秘書係長」を削り、同表知事部局本庁の項職の欄中「、改革推進監」及び「、参事(部付参事を除く。)」を削り、「人事課、」を「人事課、行政経営改革課、」に改め、「及び改革推進課に置く改革推進に関する事務を担当するもの」を削り、「秘書主査」を「法令専門員、秘書主査」に、「財政主査」を「人材育成主査、財政主査」に改め、「、県有財産管理専門員」を削り、同表知事部局出先機関の項中

「

職員研修所

」を「

職員研修センター

」に改め、同表知事部局の項中

「

食肉衛生検査所	所長
産業創造支援センター	所長、副所長

」を

「

食肉衛生検査所	所長
---------	----

」に改め、同表知事部

局出先機関総合支庁の項職の欄中「次長」を「技監、次長」に、「(総務課に)」を「(総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課に)」に、「及び北村山総務課」を「、北村山総務課及び西置賜総務課」に改め、同表教育庁本庁の項中「教育次長」を「教育次長、世界遺産推進監」に改め、同表監査委員事務局の項中「課長」を「課長、主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。